



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 107 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

M&A 取引に関する制度変更と最新の動向について（競争法）

オーストラリア政府は、企業の買収や投資といった企業結合取引（M&A 取引）に関して、一定の条件を満たす場合にオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）への事前の届出を義務化する制度を 2026 年 1 月 1 日以降に導入することを検討しています。このような届出義務は日本を含む大半の OECD 加盟国では導入されていますので、今回の制度変更が実現すれば国際的な制度と整合したものとなります。

まず、現行制度では M&A 取引に関する ACCC への届出は任意ですが、新たな制度では一定の条件を満たす場合に事前の届出義務が生じます。また、現行は連邦裁判所が M&A 取引の承認に関する最終的な権限を持っていますが、新たな制度では ACCC が承認可否に関する決定権を有することになります。ACCC は M&A 取引が市場の競争を弱めるか否かについて過去 3 年の取引実績も含めて検討し、健全な競争を阻害する可能性が高いと判断した場合は、その取引を阻止することができます。2026 年 1 月 1 日以降の新たな制度について、引き続き議論が必要なものとして、届出義務の対象となる条件や審査に必要な事前情報の内容などが挙げられます。また、2026 年 1 月 1 日時点ですでに ACCC への届出が完了している案件等に対する移行措置などの詳細も今後議論される予定です。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

Japan Practice
紹介サイト



その他の注目のトピック

オーストラリアの新たなガス戦略について（エネルギー）

2024年5月8日に連邦政府が公表した新たなガス戦略では、天然ガスは少なくとも2050年までオーストラリアにとって不可欠なエネルギーであり、今後も再生可能エネルギーへの移行において製造業を支える重要な役割を担うことを確認しました。

同戦略は、天然ガスに関する政府の指針について述べています。まず、排出量の削減が挙げられ、天然ガスの利用にあたっては脱炭素化を求めており、ガス火力発電がそのベースとなる役割を果たしますが、さらに天然ガスを水素と混合することで低排出な燃料に置き換えることや、CCSの利用等によるオフセットで排出量を削減することを掲げています。また、ガスの供給力を強化することでガス料金をより低価格なものにすべく、とりわけカーティス島の既存LNGインフラに近いSurat盆地への新規投資や西豪州の陸上ガス開発に言及する一方で、現行の国内ガス安定供給メカニズム（ADGSM）等の規制を継続することも示しています。LNGについて、引き続き中国・日本・韓国とのLNG長期契約に基づく安定供給の重要性を強調しつつも、ADGSM等の現行の規制も継続しながら、海外へのLNG輸出と国内ガス市場への十分な供給とのバランスを取ることを述べています。今後は国境を越えたCCSプログラムの検討や海洋の環境関連の規制の見直し等を行う予定です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ACCCの報告書における優先課題について（消費者法）

2024年3月にオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）が公表したコンプライアンスと執行方針および優先課題に関する報告書では、オーストラリア消費者法（ACL）の遵守に関してACCCが重点を置く分野が示されています。

まずはグリーンウォッシングに関して、ACCCの報告書によると、調査された企業の57%がグリーンウォッシングの可能性があると結果が出ており、ACCCはClorox社に対し、同社製品が特定のリサイクル材料から作られていると顧客を誤解させたとして提訴しました。企業は業種を問わず、自社の製品やサービスが与える環境への影響に関して裏付けがあることを確認することが重要となります。

また、昨今の生活費高騰を背景に、ACCCは食料品や電気などの生活必需品を販売する企業の広告や値上げ等がACLを遵守したものであるかどうかを積極的に監視する姿勢を示しています。そのほか、小売業者であるMosaic社が配達予定時間について誤解を招くような表示を行ったとして、ACCCはMosaic社に対して消費者への返金を求めて提訴しました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

契約違反に伴う損害賠償に関する最近の訴訟（契約法）

最近の連邦最高裁の裁判（Cessnock City Council v 123 259 932 Pty Ltd [2024] HCA 17）では、契約違反に伴う損害賠償に関する法原則、とりわけ当事者が契約上の義務を履行するとの期待に基づき行動した結果生じた無駄な支出（reliance damages）の回収について議論されました。

本係争では、Cessnock 市は、航空機格納庫の建設を計画していた Cutty Sark 社に対して空港の一部を貸し出すためのリース契約を締結しましたが、これを Cessnock 市が破棄したことにより、Cutty Sark 社による建設計画は塩漬けとなってしまいました。契約法上の損害賠償の概念は、本来契約が履行されていれば損失を被ることがなかったであろう状態を取り戻すことを目的としているため、契約に基づき支出した費用を求める権利が原則認められていますが、まずはその損失が被告の契約違反によって引き起こされたことを証明する必要があり、またその支出が妥当なものである必要もあります。他方、被告側は、仮に契約が履行されていたとしても原告側は当該費用を回収できなかったことを証明する必要があります。今回の事例では、被告側の契約違反によって、本来の契約が履行された場合の原告の立場を証明することが困難な状況でしたが、連邦最高裁は、もし契約が履行されていれば原告は契約履行を見込んで支出した費用を回収できたと推定しました。すなわち、このような推定を置くことで、原告側の立証責任は実質的に被告側に転換されることになります。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

住宅市場におけるデポジットの新たなサービス（不動産）

オーストラリアでは昨今の住宅価格の高騰を受けて住戸の供給拡大が喫緊課題となっていますが、最近ではデポジット（住宅購入契約の頭金）に関する新たなサービスが台頭しており、たとえば新築物件の建設段階から週ごとに分割払いすることで少ない頭金でも契約が可能となり、このようなサービスを利用することで価格が上昇する前に物件を確保することができるなどの利点があります。

不動産の売買契約時の頭金は購入価格の最大 10%とされていますが、コポジットではこれを 1 万豪ドルとし、残りは建設中に分割払いとすることで契約時に十分な現金を持たない購入者も物件購入の対象となることが予想されます。また、デポジット・パワーと呼ばれる別のサービスでは、従来の現金によるデポジットの代わりに"deposit bond"と呼ばれるデジタル債券を購入者に代わって売主に対して発行することで、購入者が現金を貯蓄するための時間を与えるとともに、初期投資における手元資金を残すこともできます。また、デジタル債券について、現時点では短期債（最大 6 か月）と長期債（最大 5 年半）があり、前者は既存の物件購入者向けに、後者は建築中の新規物件購入者向けに、それぞれのニーズに合わせたサービスが提供されています。なお、コモウェルス銀行はコポジットを利用した契約を受け入れることを発表しており、今後はこのようなデポジットの新たなサービスを柔軟に取り入れる動きが加速することが予想されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024 年の 1 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章を[アップデート](#)しています。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



外国法資格実務家 小滝博行
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川美月
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mogawa@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com